

新潟県スポーツ公園 多目的運動広場大会利用調整要領（令和 6 年度）

1. 目的

多目的運動広場は県民の健康増進や交流の場として幅広く多目的に利用できる機会を提供する施設です。

本要領は、大規模な 2 つの施設を有する新潟県スポーツ公園の施設として、大規模大会等を開催しつつ広く県民の方々に利用の機会を提供するため、適切かつ円滑・効果的に進めることを目的とし指定管理者が定めるものです。

なお、利用調整に当たっては、デンカビッグスワンスタジアムおよびハードオフ エコスタジアム新潟とも連携を図り、スポーツ公園全体で円滑な利用が図れるよう配慮するものとします。

2. 対象

利用調整の対象とする大会やイベントは以下のとおりとします。(1)(2)(3)と上位を優先とします。同順の大会等は、新潟県主催、市町村主催、団体・企業等主催の順となります。その他、所属長の決定によります。

(1) 大規模大会等

- ア) デンカビッグスワンスタジアム又はハードオフ エコスタジアム新潟と一体利用する大会等
- イ) 全国大会
- ウ) 全国大会につながる大会（県予選、地区大会（北信越等））
- エ) 上記に類する催し

(2) 中規模大会等

- ア) 県外又は国外など広域に渡り交流や普及を目的とした大会等
- イ) 各種スポーツ等の全県を対象とした大会

(3) 小規模大会等

上位大会へとつながらない完結型の大会（開催日 1 日あたり参加チーム数 8 以上の大会）等

(4) 大会以外の利用

- ア) イベント（学校、団体、企業等の参加者数 100 人以上のもの）等
- イ) 各種スポーツの研修会（参加者数が 100 人以上のもの）等

※公序良俗に反する物、反社会的勢力と想定される個人、団体等による大会・イベントは受け付けません。

※過去に開催実績のない大会・イベントは審査の上、大会規模を決定します。

3. 利用の制限

一般利用枠を確保するため、大会利用は以下のとおりとします。

- (1) 同一大会の大会利用は月 3 日以内とします。
- (2) 大会での利用は週 3 日（日～土曜）を限度とします。
- (3) 土、日、祝日の大会利用は利用可能日にあたる土、日、祝日、の月の半分までとします。
- (4) 大会利用は平日及び土、日、祝日ともに南エリアを原則とします。

4. 利用調整の流れ

(1) 大会利用の希望用紙の受付

- 受付期間 令和 6 年 1 月 20 日（土）～令和 6 年 2 月 7 日（水）
- 告知方法 スポーツ公園ホームページ
- 受付方法 「令和 6 年度 多目的運動広場大会利用の申込書類 希望用紙」の提出

(2) 希望者への申込書類の発送

- 発送時期 令和 6 年 2 月中旬から
- 利用期間 令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月中旬までの利用
- 発送書類 ①大会利用申込書類
②大会利用調整要領
③大会開催可能日程表
④専用利用概要（大会案内用）

(3) 申込書類の提出

- 受付時期 令和 6 年 2 月下旬
- 必要書類 ①大会利用申込書
②大会要項

(4) 利用調整および決定

- 期日 令和 6 年 2 月下旬から 3 月初旬
- 調整方法 大会利用調整要領に則り調整し、内定する。
- 調整結果 令和 6 年 3 月初旬を目途に「内定通知書」を申請者へ送付する。

(5) その他

大会利用調整後も大会利用調整要領に則り、希望があれば大会を受け付けする。

- 受付時期 令和 6 年 4 月から随時受付
※但し、大会利用希望月の 3 ヶ月前の月の 15 日までに申込み
- 利用期間 令和 6 年 7 月から令和 7 年 2 月までの利用
(令和 7 年 3 月の利用は別途告知のうえ受付する)
- 告知方法 スポーツ公園ホームページ
- 調整方法 内容を精査し、調整・決定
- 調整結果 「内定通知書」を申請者へ送付する。

※但し、一般利用（通常利用）同等の内容と判断した場合は、調整を行わず、一般利用での申込みを行っていただきます。

5. 正式申込み及び使用許可

利用予定日の 30 日前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出してください。当該申請書の提出を正式申込みとし、「有料公園施設使用許可通知書」の交付をもって、本決定とします。

なお、提出されない場合、利用の意思がないとみなし権利を無効とします。

6. 禁止事項等

申請ならびに調整は、開催を希望する大会・イベントについて行うものであり、主催団体の利用を確保するものではありません。よって、申請者は以下の点に注意し申請をしてください。

(1) 権利譲渡の禁止

利用申込み団体以外への使用の権利を「譲渡・転貸」することは認めません。

(2) 大会申込申請書等の内容と異なる利用の禁止

申込内容等と実際の利用内容が大幅に異なる大会・イベントは認めません。

(3) キャンセル

「有料公園施設使用許可書」を交付した後は、原則としてキャンセルは認めません。

7. その他

この規定に定めのない事項は所属長が決定します。